

# 平成26年度第1回甲賀市公共下水道事業審議会次第

平成26年(2014年)5月23日

於：甲賀市役所 甲南庁舎 第1会議室

1. 開 会

2. 市民憲章唱和

3. あいさつ

4. 協議事項

(1) 会議内容等の公開非公開の決定について

5. 報告事項

(1) 公共下水道使用料の賦課漏れについて

6. その他

7. 閉 会

## 甲賀市公共下水道事業審議会委員名簿

(任期：平成25年4月1日～平成27年3月31日)

役 職	氏 名	住 所	備 考
委 員	福 西 義 幸	水 口 町	
委 員	山 田 嘉一郎	水 口 町	
委 員	池 内 眞 弓	水 口 町	
委 員	田 村 光 男	土 山 町	
委 員	村 山 孝 男	土 山 町	会 長
委 員	前 田 敦 子	土 山 町	
委 員	岩 崎 延 幸	甲 賀 町	副会長
委 員	奥 山 清 美	甲 賀 町	
委 員	井 用 恵 子	甲 賀 町	
委 員	木 村 茂 良	甲 南 町	
委 員	山 川 芳 範	甲 南 町	
委 員	山 本 眞 弓	甲 南 町	
委 員	宇 田 康 雄	信 楽 町	
委 員	松 下 富 男	信 楽 町	
委 員	木 下 美 加	信 楽 町	

(1) 会議内容等の公開非公開の決定について

①公開予定内容

- ア 甲賀市公共下水道審議会規則
- イ 甲賀市公共下水道審議会委員名簿 (P 2)
- ウ 会議通知
- エ 会議資料
- オ 議事録

共通事項：開催日時、開催場所、出席者(委員・事務局)、欠席者、議事内容(発言者は「委員」)

個別事項：議事内容(非公表範囲 例：個人情報)

②今回議事の公開非公開について

The screenshot shows the official website for the Miyagi City Basic Ordinance Drafting Committee. The header includes the city logo and navigation links. The main content area is titled '甲賀市自治基本条例策定委員会について' (About the Miyagi City Basic Ordinance Drafting Committee). It provides information about the committee's purpose, its composition (15 members), and the dates and locations of its meetings. Two meetings are detailed: the first on July 25th at the Mizu Hall and the second on August 21st at the Miyagi Citizens' Activity Center. Each meeting entry includes links to PDF documents for the committee's agenda, minutes, and a summary. A sidebar on the left contains a navigation menu with various links related to the city and community activities.

**甲賀市自治基本条例策定委員会について**

甲賀市における自治の基本的態勢や、市政運営の基本的事項等を定める自治基本条例の策定に向けて、甲賀市自治基本条例策定委員会を設置しました。

15名の自治基本条例策定委員会を市長が委員とし、自治の基本ルールを定める「自治基本条例」の策定に向けて取り組んでいます。

- 甲賀市自治基本条例策定委員会条例資料 (PDF 127KB)
- 甲賀市自治基本条例策定委員会委員名簿 (PDF 71KB)
- 自治基本条例庁内検討委員会委員名簿 (PDF 61KB)
- 自治基本条例庁内作業チーム委員名簿 (PDF 109KB)

○ 第1回自治基本条例策定委員会 7月25日(木) 10時～12時5分  
場所：水ホール

第1回自治基本条例策定委員会資料 (PDF 431KB)  
第1回甲賀市自治基本条例策定委員会会議録(概要) (PDF 268KB)  
(第1回会議の様子)

○ 第2回自治基本条例策定委員会 8月21日(水) 14時～  
場所：市民福祉活動センター

第2回自治基本条例策定委員会資料 (PDF 978KB)  
第2回甲賀市自治基本条例策定委員会会議録(概要) (PDF 241KB)  
(第2回会議の様子)

## 公共下水道使用料の賦課漏れについて

### 【経過】

公共下水道供用開始区域内で、供用開始後3年から5年を迎える地域を中心に、下水道に接続されていない家屋を対象にして、水洗化の普及啓発を行っている中で、平成25年12月、既に下水道への接続がなされているにもかかわらず、下水道使用料が賦課されていない家屋があることが一定の地域に集中して確認されました。

これを受け、これまで公共下水道供用開始区域内で下水道未接続となっている上水道の水栓約4,700件について、宅内排水設備工事の申請から使用開始届までの関係書類の確認のほか、現地調査を行ったところ、関係書類が全て提出されていたにもかかわらず料金システムへの入力漏れが63件、排水設備の施工業者からの提出書類不備が19件、無届工事による無断接続や関係書類が確認できないものなどが23件、合わせて105件の下水道使用料が賦課されていないことが判明しました。

なお、賦課漏れとなっていた105件のうち、97件は合併前（平成16年10月）の事案であり、旧町別では次のとおりでありました。

### 【調査結果】

		( )内は合併後			
	区 分	料金システム へ入力漏れ	工事関係書類が 不備なもの	未申請・工事関係書 類が確認できない	計
件 数	旧水口町	45件	16件(2件)	17件(3件)	78件(5件)
	旧土山町	0件	0件	0件	0件
	旧甲賀町	6件	1件	1件	8件
	旧甲南町	12件	2件	5件(3件)	19件(3件)
	旧信楽町	0件	0件	0件	0件
	計	63件	19件(2件)	23件(6件)	105件(8件)
金 額	使用料総額(推定)	36,664千円	8,230千円	11,344千円	56,238千円
	時効対象分(推定)※1	20,670千円	4,279千円	6,376千円	31,327千円
	遡及額(現時点)※2	15,993千円	3,950千円	4,967千円	24,911千円

※1 使用料については、関係書類の未提出などにより使用開始時期が確定できない事案があるため、供用から3年経過した日をもって開始日として算定した額を含むため推定とします。

※2 地方自治法第236条第1項の金銭債権の消滅時効の規定により、5年間を経過して消滅した額

※3 遡って徴収する使用料の額

### 【原因】

平成10年から合併前においては、下水道整備事業が増大し事務も繁雑になってきた状況の中で、チェック体制の不備及び施工業者の指導が十分でなかったことにより、事務処理を適切に行えなかったことが原因と考えられる。

- ・宅内排水設備工事の事務担当者の料金システムへの入力漏れ (63件)
- ・排水設備工事の施工業者からの提出書類(使用開始届出等)不備 (19件)
- ・排水設備の未申請、複数水栓の使用による確認誤り及び関係書類が確認できないことによるもの (23件)

### 【今後の対応】

使用料徴収対象となったお客様に対しては、職員が順次訪問して使用料の徴収漏れをお詫びするとともに、遡及徴収と今後の使用料の支払いについて丁寧に説明し、債権発生後5年を経過していない使用料について、遡って支払いをお願いいたします。

なお、支払い方法については、お客様の事情を十分に聞き取り分納の対応を行います。

### 【再発防止】

- ・設備工事申請から賦課入力に至るまでの台帳の突合を定期的に複数の職員が行い、入力漏れ防止の徹底を図っています。
- ・排水設備の指定工事店に対し、関係書類の提出について指導の徹底を図っています。
- ・複数の水道メーターにかかる賦課漏れを防止するため、宅内検査時の水道メーターの確認を徹底しています。
- ・下水道接続の無届工事を防止するため、広報の強化をします。

### 《参考》農業集落排水設備使用料の賦課漏れについて

賦課漏れ件数	使用料総額（推定）	時効対象分（推定）	遡及額（現時点）
10件	2,388千円	970千円	1,417千円

※農業集落排水の使用料については、公共污水枡が設置されておれば接続されていなくても基本料金のみを徴収していた経過があることから、賦課漏れはありませんでしたが、以後合併までの間に接続がなされたものの、届出書類の確認不足や市のシステムに移行した際に、この基本料金のみを徴収を廃止したことによる入力漏れが原因と考えられます。

◎遡及賦課対象分

(金額の単位は円)

【全体】公共下水道使用料賦課漏れ				内訳	
	件数	請求人数	使用料総額	時効分	請求分
水口	78	105	45,805,095	25,437,553	20,367,542
土山	0	0	0	0	0
甲賀	8	9	3,370,902	2,222,596	1,148,306
甲南	19	24	7,062,261	3,667,047	3,395,214
信楽	0	0	0	0	0
合計	105	138	56,238,258	31,327,196	24,911,062

※使用料総額、時効分は、正確な使用開始日が判明しないため推定の額である。

(金額の単位は円)

◎料金システムへの入力漏れ				内訳	
	件数	請求人数	使用料総額	時効分	請求分
水口	45	71	29,913,778	16,775,435	13,138,343
甲賀	6	7	2,479,700	1,698,014	781,686
甲南	12	16	4,270,575	2,197,231	2,073,344
合計	63	94	36,664,053	20,670,680	15,993,373

(金額の単位は円)

◎業者からの提出書類不備				内訳	
	件数	請求人数	使用料総額	時効分	請求分
水口	16	17	6,291,866	3,121,437	3,170,429
甲賀	1	1	703,189	416,914	286,275
甲南	2	2	1,235,104	741,516	493,588
合計	19	20	8,230,159	4,279,867	3,950,292

◎関係書類が確認できないもの(無断)

内訳

	件数	請求人数	使用料総額	時効分	請求分
水口	17	17	9,599,451	5,540,681	4,058,770
甲賀	1	1	188,013	107,668	80,345
甲南	5	6	1,556,582	728,300	828,282
合計	23	24	11,344,046	6,376,649	4,967,397

(金額の単位は円)

【農業集落排水施設使用料】

内訳

	件数	請求人数	使用料総額	時効分	請求分
水口	9	10	2,100,941	825,200	1,275,741
土山	0	0			
甲賀	1	1	287,282	145,600	141,682
甲南	0	0			
信楽	0	0			
合計	10	11	2,388,223	970,800	1,417,423

○地方自治法

(昭和二十二年四月十七日)

(法律第六十七号)

(金銭債権の消滅時効)

第二百三十六条 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、五年間これを行なわないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

3 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の中断、停止その他の事項（前項に規定する事項を除く。）に関し、適用すべき法律の規定がないときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定を準用する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

4 法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、民法第一百五十三条（前項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(昭三八法九九・全改)

様式第1号(第6条関係)

排水設備新設等計画確認申請書

年 月 日

甲賀市長 あて

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

甲賀市下水道条例施行規則第6条第1項の規定により申請します。

施 工 場 所	甲賀市		
使 用 者 名	TEL _____		
家屋所有区分	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家	借家の場合 所有者の承諾	氏名 (印)
土地所有区分	<input type="checkbox"/> 私有地 <input type="checkbox"/> 借地	借地の場合 所有者の承諾	氏名 (印)
工 事 種 別	<input type="checkbox"/> 新 設 <input type="checkbox"/> 増 設 <input type="checkbox"/> 改 築		
工 事 予 定	着 工	年 月 日	完 了      年 月 日
用 水 源 区 別	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 井戸 <input type="checkbox"/> 上水道井戸併用 <input type="checkbox"/> その他( )		
給水装置工事	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	有の場合給水 工事施工業者	
排 水 区 分	<input type="checkbox"/> 家事用 <input type="checkbox"/> 営業用( ) <input type="checkbox"/> その他( )		
使 用 人 員	人		
融 資 幹 旋	<input type="checkbox"/> 受ける <input type="checkbox"/> 受けない	工事完了届	年 月 日
誓 約 書			
他人の所有地若しくは家屋又は他人の排水設備を使用するについて、事故又は紛争が生じた場合及び自己所有地の排水設備について故障等が生じた場合は、一切私の責任において処理し、市に対し迷惑、損害をかけないことを誓約します。 氏名 (印)			
施 工 業 者	所 在 地 名 称 代表者氏名 責任技術者	(印) TEL (印) TEL	

※ は該当するところにレをすること。太枠内は記入しないこと。



様式第6号(第8条関係)

排水設備工事完了届

年 月 日

甲賀市長 あて

届出人 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)  
(電話 \_\_\_\_\_ )

次のとおり排水設備工事が完了しましたので、検査願いたく届け出ます。

施 工 場 所	甲賀市
確 認 番 号	第 _____ 号
確 認 年 月 日	年 _____ 月 _____ 日
完 了 年 月 日	年 _____ 月 _____ 日
施 工 業 者	_____ (印)
責 任 技 術 者	_____ (印)
水道メーター番号	

※この欄は、記入しないこと。

合 格 年 月 日	年 _____ 月 _____ 日	検 査 員	_____ (印)
-----------	-------------------	-------	-----------

様式第15号(第13条関係)

公共下水道使用開始(休止、廃止、再開、変更)届

年 月 日

甲賀市長 あて

届出人 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)

公共下水道の使用を開始(休止、廃止、再開、変更)したいので、次のとおり届け出ます。

排水設備 設置場所	甲賀市	排水設備番号	
開始等の 年月日	年 月 日 <input type="checkbox"/> 開始 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 再開 <input type="checkbox"/> 変更		
使用水	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 水道水以外の水( ) <input type="checkbox"/> 併用		
使用目的	<input type="checkbox"/> 家庭用 <input type="checkbox"/> 工場用 <input type="checkbox"/> 営業用 <input type="checkbox"/> その他		
使用人員	人	浴槽の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
水洗便所	大小兼用便器 個	大便器 個	小便器 個
モーター		ポンプ	
製作所名		製作所名	
出力		型式	
電圧	V	口径	
電流	A	その他	

※ は該当するところにレをすること。

## 甲賀市公共下水道事業審議会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、甲賀市附属機関設置条例（平成25年甲賀市条例第35号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、甲賀市公共下水道事業審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、条例第2条第1項に規定する審議会の担任する事務について調査及び審議し、その結果を市長に答申する。

2 条例第2条第1項に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 下水道維持管理に関すること。
- (2) 下水道使用料に関すること。
- (3) 下水道事業受益者負担金に関すること。
- (4) その他市長が下水道事業に関し必要と認める事項に関すること。

### (会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、上下水道部下水道課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

# 甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」  
を目指して、この憲章を定めます。

あふれる愛に

あなたも仲間

いろどる山河と

生きいき文化

こぼれる笑顔に

花える安心

うみだす活力

受けつぐ伝統

かがやく未来に

鹿深の夢を